# 地方独立行政法人青森県産業技術センターの業務方法書について

1 地方独立行政法人法に定める手続(地方独立行政法人法第22条第1項、第3項及び第4項)

地 方 独 立 行 政 法 人 業務方法書を作成し、知事に対し認可申請

⇒

設立団体の長(知事) 知事は、認可に当たり、あらかじめ、評価委員会の意見を聴取

⇒

が 計価委員会

地 方 独 立 行 政 法 人 認可を受けたときは、業務方法書を公表

2 業務方法書の記載事項(地方独立行政法人法第22条第2項)

業務方法書とは、地方独立行政法人の具体的な業務方法の要領を記載した書類で、記載事項については、設立団体の規則で定めることとされている。

#### 【青森県地方独立行政法人法施行細則】

(業務方法書の記載事項)

第二条 法第二十二条第二項の規則で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。

- 一 地方独立行政法人(以下「法人」という。)の定款に規定する業務に関する事項
- 二 業務委託の基準
- 三 競争入札その他契約に関する基本的事項
- 四 その他法人の業務の執行に関して必要な事項
- 3 地方独立行政法人青森県産業技術センター業務方法書の概要
  - (1) 目的

法人の業務の方法について基本的事項を定め、業務の適正な運営に資する。

(2) 業務運営の基本方針

法人は、中期目標に基づき、業務の効率的、かつ、効果的な運営に努める。 法人は、認可中期計画に従い、定款に規定する業務を行う。

(3) 定款に規定する業務に関する事項

法人は、国、独立行政法人等外部の機関から資金の提供を受けて、又は企業等から受託して、 若しくは企業等と共同で、工業、農林畜産業、水産業及び食品加工(以下「産業」と総称する。) に関する試験研究及び調査を行うことができる。

法人は、刊行物の発行、発表会の開催その他の適当と認める方法により、試験研究及び調査の成果の普及を行う。

法人は、産業に関する技術相談及び技術指導、産業に関する技術の移転その他の方法により 産業に関する技術支援を行う。

法人は、企業等の依頼に応じて、適時に試験、分析等及び機械の貸付けを行う。

法人は、関係機関と連携して、産業に関する試験研究及び調査の成果に係る知的財産の保全 及び活用を推進する。 法人は、青森県からの委託等により関連業務を行い、業務に支障のない範囲で土地、建物等の貸付けを行い、又は業務を効率的、かつ、効果的に実施するため附帯して必要となる業務を行うことができる。

(4) 業務に関する料金の徴収

法人は、業務の対価として、適正な料金を徴収することができる。

(5) 業務委託の基準

法人は、業務の効率的、かつ、効果的な運営に資すると認めるときは、業務の一部を委託することができる。

法人は、業務を委託するときは、委託契約を締結する。

(6) 競争入札その他契約に関する基本的な事項

法人は、売買、賃貸借、請負その他の契約を締結するときは、一般競争入札、指名競争入札、 随意契約又はせり売りの方法による。

## 参 考

### 【地方独立行政法人法】

(業務方法書)

- 第二十二条 地方独立行政法人は、業務開始の際、業務方法書を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、設立団体の規則で定める。
- 3 設立団体の長は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 4 地方独立行政法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その業務方法書を公表しなければならない。

# 【地方独立行政法人青森県産業技術センター定款】

(業務の範囲)

第十一条 法人は、次に掲げる業務を行う。

- 一 産業に関する試験研究及び調査並びにそれらの成果の普及に関すること。
- 二 産業に関する技術支援に関すること。
- 三 依頼試験等及び機械の貸付けに関すること。
- 四 前三号に掲げる業務に附帯する業務に関すること。